

地域活性化統合事務局における 21 年度概算要求について (地域活性化関係予算の概要)

平成 20 年 8 月

1. 地域活性化関係の取組の基本的考え方

- (1) 「基本方針 2008」の考え方に基づき、定住自立圏構想等広域地域間連携の考え方の下に、「地域成長力強化」、「地域生活基盤確保」、「低炭素社会づくり」の 3 つの考え方を重視。
- (2) 関係省庁においてもその考え方に基づき概算要求を行うべく、経済財政諮問会議、「基本方針 2008」で明示したところ。上記方針に基づき「地方再生戦略」及び「都市と暮らしの発展プラン」を改定予定。

2. 主たる概算要求

- (1) 地方の元気再生事業（継続：37.5 億円）
（20 年度 25 億円）

地方再生戦略（昨年 11 月 30 日の地域活性化統合本部会合了承）に基づき、本年度より実施されている「地方の元気再生事業」（*）について、本年度事業の継続支援も含め 21 年度は増額要求。

* 地方の元気再生事業

国が予め支援メニューを示すことなく、選定プロジェクトの立ち上がり段階を包括的に支援。20 年度は、1,186 件の応募に対し、7 月 11 日に 120 件の事業を採択。

- (2) 環境モデル都市推進経費（新規）

7 月 22 日に選定・公表した環境モデル都市（*）については、低炭素社会づくり行動計画（7 月 29 日閣議決定）において、「その取組に対する支援、成果のフォローアップを行い優れた事例に関しては全国展開を図るとともに、環境対策に積極的に取り組む海外の都市と連携し、わが国の優れた取組を世界に発信する」とされていることを受け、以下の概算要求を行う。

***環境モデル都市（5つの選定基準を満たす都市）**

横浜市、北九州市、帯広市、富山市、下川町、水俣市

環境モデル候補都市（アクションプラン策定過程で課題を解決し得る都市）

京都市、堺市、飯田市、豊田市、橈原町、宮古島市、千代田区

(イ) 環境モデル都市推進経費（新規：44百万円）

環境モデル都市の取組を拡大し、その優れた取組について世界に向けて情報発信すること目的とした「低炭素都市推進協議会」の活動経費等。

「低炭素都市推進協議会」のイメージ

〔機能〕：

- ① フォローアップ会議を開催し、環境モデル都市の取組の進捗状況を評価
- ② 構成員間の相互啓発
- ③ 関係省庁の協力による部門別等のワーキンググループ設置
- ④ 優れた取組に対する表彰等を行うとともに、「環境モデル都市」追加選定推薦
(推薦のあった団体を「環境モデル候補都市」のリストに追加)
- ⑤ 環境モデル都市の取組の拡大と世界に向けた発信
- ⑥ 国の施策情報や最新の学術研究等の情報の共有
- ⑦ 施策の評価や効果の把握手法等、共通する課題の整理と対応等を実施。

〔構成員〕：環境モデル都市その他参加を希望する団体、関係省庁、関係都道府県、有識者等

(ロ) 都市・地方連携型環境モデル都市推進費交付金（新規：3億円）

上記の低炭素都市推進協議会の構成団体が、環境モデル都市に関する取組としてアクションプラン等を策定する場合において、都市と集落・離島を含め地方が連携して、森林保全、木質ペレット活用事業等のCO₂排出量削減に向けての事業に取り組む場合について特別支援。

(本交付金事業の意義)

- ・ 低炭素社会づくりを都市、農山漁村、集落・離島にまで広域展開
- ・ 低炭素社会づくりを通じた都市と地方との交流促進による地域活性化

(3) 地域再生関係 (継続)

(イ) 地域再生支援利子補給金 (継続：61百万円)
(20年度21百万円)

地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資誘発、地域経済活性化、雇用創出等を目標に、金融面での支援として利子補給を行うための経費。

(ロ) 地域再生基盤強化交付金 (継続：1,717億円)
(20年度1,446億円)

地方公共団体の自主的、自立的な取組による地域活力の再生を効果的に推進するため、地域の裁量性が高い地域再生基盤強化交付金を活用して地域における経済基盤強化や生活環境整備を支援。

[交付金の種類]

道整備交付金 (市町村道、広域農道、林道)

汚水処理施設整備交付金 (公共下水道、集落排水施設、浄化槽)

港整備交付金 (地方港湾の港湾施設、第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設)

* 支援措置の拡充として交付金の対象施設に第二種漁港の漁港施設を追加

(4) 都市再生関係 (継続)

都市と暮らしの発展プラン推進調査費 (新規：3百万円)

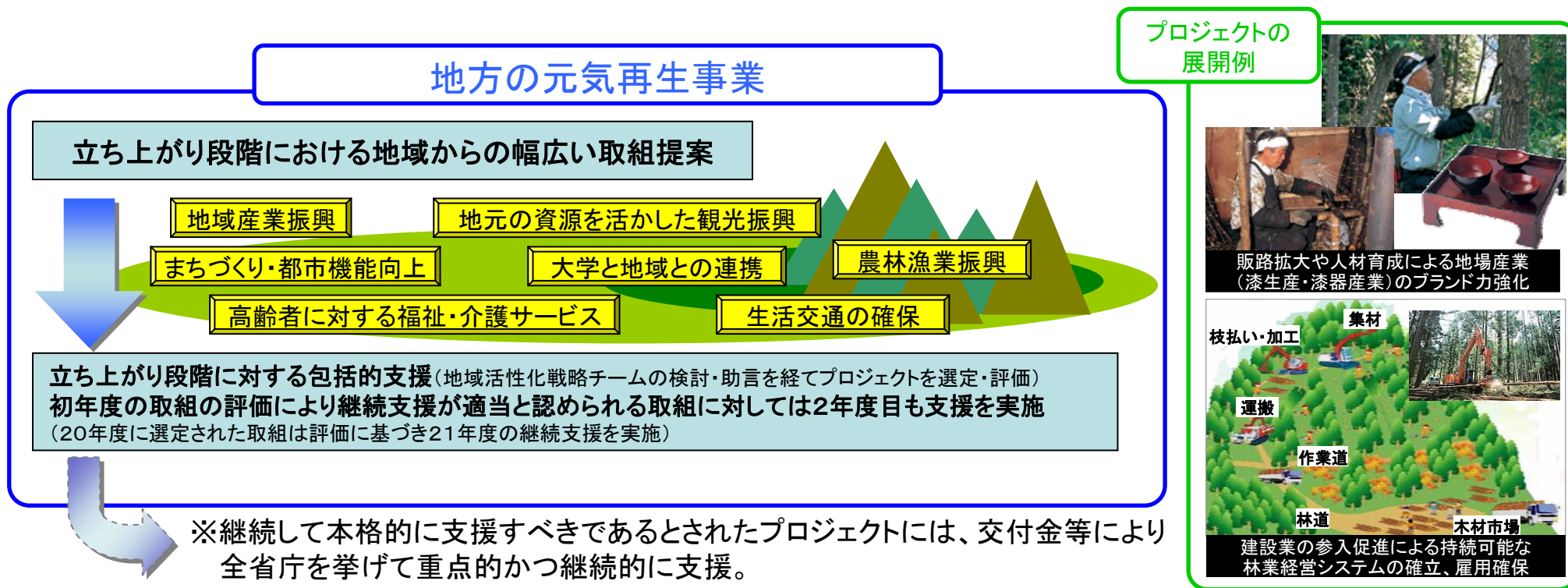
国際金融拠点機能の強化等「都市と暮らしの発展プラン」に基づく今後の都市対策を推進するため、最新かつ客観的な情報の収集、調査等を行う経費。

地方の元気再生事業

持続可能な地方再生の取組を抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域主体の様々な取組を立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する「地方の元気再生事業」を推進。
平成21年度については、新規提案募集に加え、平成20年度から継続する取組に対する支援を実施。

○平成21年度地方の元気再生事業予算(概算要求・要望額)

	前年度予算額	平成21年度 概算要求・要望額	増加額(対前年度比)
地方の元気再生事業	25億円	37.5億円	12.5億円(150%)



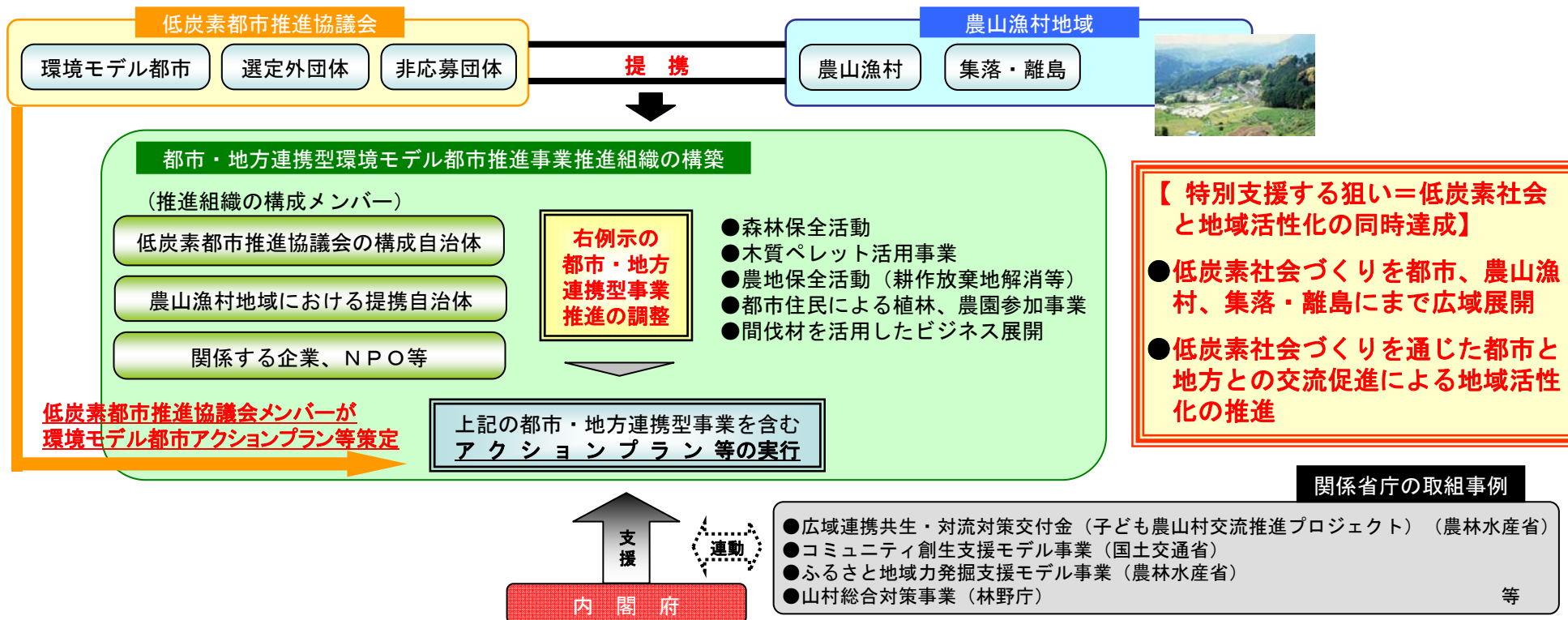
環境モデル都市推進(新規)

平成20年7月22日、5つの選定基準(①大幅な削減目標、②先導性・モデル性、③地域適応性、④実現可能性、⑤持続可能性)を満たす「環境モデル都市」を選定。この環境モデル都市の取組を拡大し、その優れた取り組みについて世界に向けた情報発信を行うため、様々な関係者の協力を得て「低炭素都市推進協議会」を設置するとともに、この取組の拡大を促すインセンティブ措置として「都市・地方連携型環境モデル都市推進事業」を創設。 ※「環境モデル都市」…横浜市、北九州市、帯広市、富山市、下川町、水俣市の6都市

○平成21年度環境モデル都市推進予算(概算要求・要望額)

	前年度予算額	平成21年度概算要求・要望額	増加額(対前年度比)
環境モデル都市推進	—	3億4,430万円	皆増

＜都市・地方連携型環境モデル都市推進費交付金＞…内閣府3億円



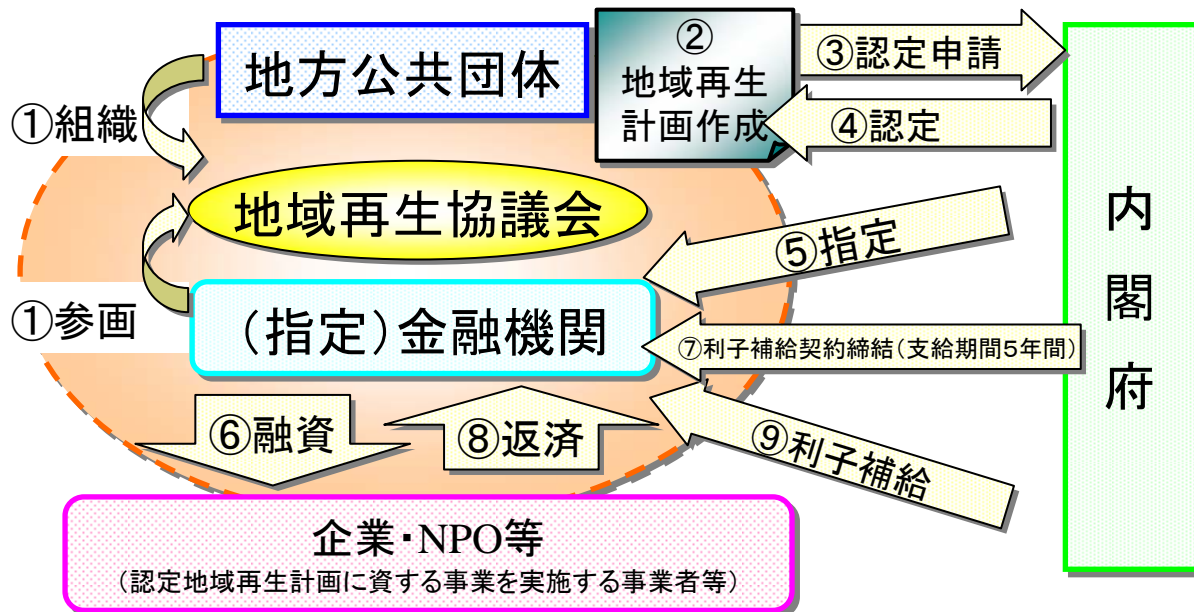
地域再生支援利子補給金

地域再生を総合的かつ効果的に推進するという地域再生法の目的に資するため、投資誘発、地域経済活性化、雇用創出等を目標に、金融面での支援として平成20年度に創設した「地域再生支援利子補給金」を実施

○平成21年度地域再生支援利子補給金予算 概算要求・要望額

	前年度予算額	平成21年度 概算要求・要望額	増加額 (対前年度比)
地域再生支援利子補給金	2,100万円	6,090万円	3,990万円 (290%)

<制度フロー図>



<地域再生支援利子補給金支給対象事業イメージの例>



新技術開発のための設備投資等



観光振興のための宿泊施設のリニューアル等



特定非営利活動法人による農業の担い手育成等



コミュニティバスの整備等

地域再生基盤強化交付金

地域の自主裁量性を向上させた「地域再生基盤強化交付金」を活用した、地域の自主的・自立的な取組による地域再生の推進

○平成21年度地域再生基盤強化交付金予算 概算要求・要望額

(単位:億円)

	前年度予算額	平成21年度 概算要求・要望額	増加額 (対前年度比)
地域再生基盤強化交付金	1,446	1,717	271(118.8%)

○交付金対象施設に第二種漁港の漁港施設を追加(支援措置の拡充)

(交付金対象施設)

- ・道整備交付金 (市町村道・広域農道・林道)
- ・污水处理施設整備交付金 (公共下水道・集落排水施設・浄化槽)
- ・港整備交付金 (地方港湾の港湾施設・第一種漁港及び第二種漁港の漁港施設)

(参考)

地域再生基盤強化交付金を活用した地域再生計画	653
・道整備交付金	249
・污水处理施設整備交付金	360
・港整備交付金	55

注)平成20年7月9日時点の認定計画数であり、複数の交付金を活用する地域再生計画が11件ある。

都市と暮らしの発展プラン推進(新規)

国際金融拠点機能の強化等「都市と暮らしの発展プラン」に基づく今後の都市対策を推進。

○平成21年度都市と暮らしの発展プラン推進予算(概算要求・要望額)

	前年度予算額	平成21年度 概算要求・要望額	増加額(対前年度比)
都市と暮らしの発展プラン推進調査費	—	260万円	皆増

都市と暮らしの発展プラン ~安全・環境・国際性~

生活者の視点に立った都市生活改善・向上のための取組

- ・コミュニティの働きを活かした**生活の質**の向上
 - 地域の担い手ネットワーク(ソーシャルキャピタル)充実のための枠組整備
 - ・地域再生法の改正(第169回通常国会)
- ・**ストック型社会**に向けた取組
 - 住宅・建築物・構造物の長寿命化
 - ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(第169回通常国会提出)
 - ・建築物・インフラの長寿命化

安全・安心で豊かな 都市生活の実現

- 基幹的防災拠点整備
- 密集市街地の解消
- 住宅・建築物・インフラの耐震化
- 防犯まちづくり
- 地域の歴史・文化を活かしたまちづくり

地球環境問題への対応

- 低炭素型都市の構築
- 都市型水害対策

国際競争力の強化と 国際交流の推進

- 競争力のある産業の集積
- 国際金融拠点機能強化
- 国際交流・物流を支える基盤整備

地域活性化統合事務局における21年度税制改正要望について

平成20年8月

1. 要望事項

地域再生事業の推進に係る税制上の特例措置（特定地域再生事業会社に対する投資に係る所得控除）〔拡充〕

<税目>（国税）所得税

2. 概要

特定地域再生事業会社に対し行った投資について、その年中においては、以下のとおり、所得控除（寄付金控除）の規定を適用できるものとし、これを現行の投資額控除との選択制とする。

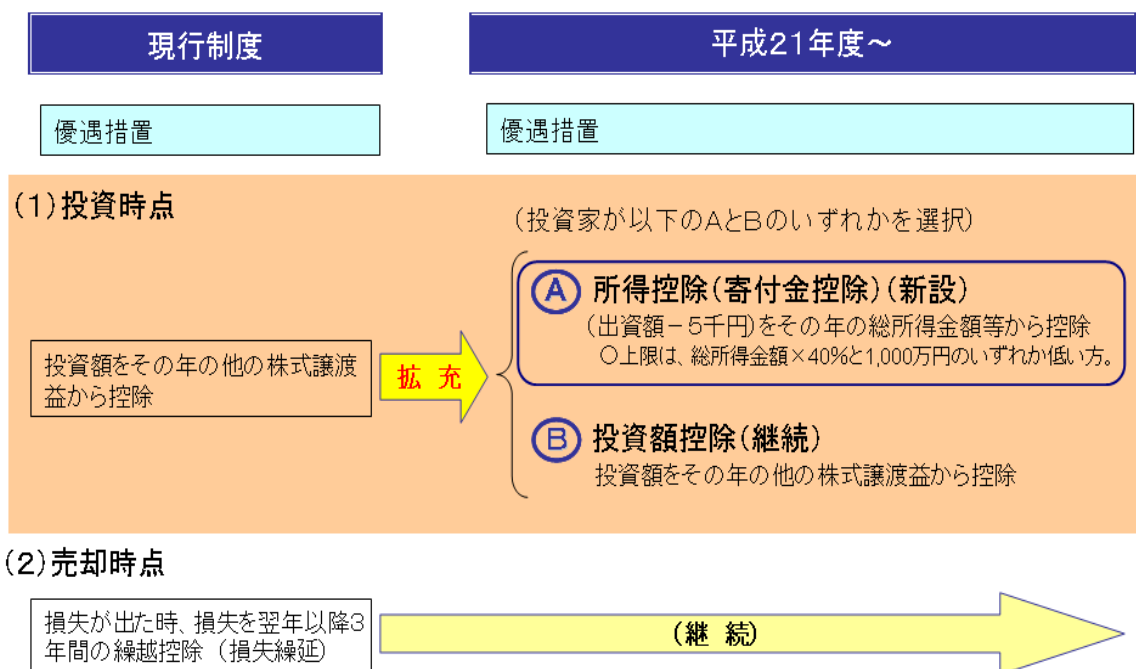
A 投資額控除【現行】

特定地域再生事業会社への投資額をその年の他の株式譲渡益から控除

B 所得控除（寄付金控除の規定を適用）【拡充要望】

（投資額－5,000円）をその年の総所得金額等から控除

※ 投資額の上限は、総所得金額等×40%と1,000万円のいずれか低い方



※ 投資時点でAを選択した場合：総所得金額から控除した金額分だけ取得金額を引き下げて計算。
投資時点でBを選択した場合：株式譲渡益から控除した投資額分だけ取得金額を引き下げて計算。